

板橋区地域生活支援プログラム事業実施要綱

平成21年8月7日区長決定

平成25年4月1日改正

平成26年10月1日改正

平成31年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 板橋区地域生活支援プログラム事業(以下「本事業」という。)は、永住帰国した中国残留邦人等に対して個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する者及びその配偶者並びに法施行規則第10条に規定する親族等で本邦に永住帰国した者のうち現に支援給付(同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。以下「支援給付」という。)又は生活保護を受けている者(以下「中国残留邦人等」という。)とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は板橋区とする。

(実施体制)

第4条 本事業の実施にあたっては、地域生活支援プログラム担当責任者(以下「プログラム担当責任者」という。)、板橋区が選任した支援・相談員又は自立指導員(以下「支援・相談員等」という。)並びに支援給付又は生活保護の実施機関(以下「支援給付等実施機関」という。)職員で構成された地域生活支援プログラム支援チーム(以下「支援チーム」という。)を設置して、対象者のニーズの把握を行いつつ支援を行う。

また、本事業を円滑に実施するため板橋区福祉部に地域生活支援プログラム連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

2 板橋区福祉部生活支援課(以下「生活支援課」という。)援護係長をプログラム担当責任者として設置し、支援・相談員等との連携を図り、支援状況の把握を行うとともに、支援の円滑な実施を図る。

3 支援・相談員等は、本要綱で支援・相談員等が行うこととしている業務を、以下各号により支援給付等実施機関と密接な連携を図りながら実施する。

(1) 支援・相談員等は必要に応じ支援給付等実施機関職員と同行又は単独で対象者の家庭訪問等を行い、家庭訪問等終了後は対象者の生活状況や希望する支援内容をプログラム担当責任者に報告する。

(2) 支援・相談員等は支援給付等実施機関職員と協力し、対象者が日常生活上抱えている問題を踏まえ、最も適した支援について助言する。

(3) 支援・相談員等は、プログラム担当責任者及び支援給付等実施機関職員に意見を述べることができ、プログラム担当責任者及び支援給付等実施機関職員は支援・相

談員等の意見を尊重する。

(4) 支援・相談員等は、本事業の実施に当たっては、中国帰国者支援・交流センター（以下「支援・交流センター」という。）等の各種関係機関と連携を図る。

4 支援・相談員等は、職務に必要な知識等を得るために、積極的に研修を受講するものとする。また、支援給付及び生活保護制度に係る必要な知識等を得ることに努めるものとする。

5 支援給付等実施機関職員は、支援チームの構成員として必要に応じ支援・相談員等と同行し中国残留邦人等の家庭訪問等や支援メニューの利用について助言を行うほか、生活支援課との連絡調整、当該支援給付等実施機関管内の対象者に対する支援状況の把握を行う。

6 連絡協議会は、福祉部生活支援課長、福祉部板橋福祉課長、福祉部赤塚福祉課長、福祉部志村福祉課長、福祉部障がいサービス課長で構成され、関係機関との連携を図りつつ実施手順等を調整する。

(支援の内容)

第5条 本事業の支援内容は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 支援・交流センター通所（学）支援（支援メニュー①）

日本語等各種学習、交流事業及び生活相談の紹介とあっせんを行う中国帰国者支援・交流センターに通所する場合に、年間10万円の範囲内で通所に必要な交通費及び年間1万円の範囲内で日本語等教材実費の支給を行う。

(2) 東京都が運営補助・通学奨励を行っている民間団体の日本語教室通学支援（支援メニュー②）

東京都が補助金交付により運営補助を行い、通学を奨励している民間団体が開催している日本語教室に紹介されて通学する場合に、年間10万円の範囲内で通学に必要な交通費及び年間1万円の範囲内で教材費の支給を行う。

(3) 地域における日本語学習支援（支援メニュー③）

区市町村が独自に実施する日本語教室、地域で開講している民間の日本語学校を紹介されて通学する場合に、年間10万円の範囲内で通学に必要な交通費及び年間1万円の範囲内で教材費の支給を行う。

(4) 自学自習者に対する支援（支援メニュー④）

日本語教室等に通学しないで自学自習のための適切な情報の提供を希望する者に対し、個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスを行い、年間1万円の範囲内で学習に必要な教材費の支給を行う。

(5) 就労に役立つ資格取得支援（支援メニュー⑤）

就労に役立つ資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に沿った資格取得のための各種学校法人等を紹介し、年間20万円の範囲内で入学金、学費及び年間1万円の範囲内で資格試験受験料を援助する。また、板橋区長（以下「区長」という。）が必要と認めた場合は、支援給付、生活保護の受給の有無に関わらず対象者としてすることができる。

(支援の手続)

第6条 支援を希望する者は(以下「対象者」という。)、板橋区地域生活支援プログラム事業支援届出書(別紙様式1号)に中国残留邦人等である証明書を添付し、区長に届出を行わなければならない。

(支援の決定)

第7条 区長は、前条の届出があったときは、支援・相談員等及び支援給付等実施機関職

員が作成する地域生活支援プログラム個人支援メニュー確認書(別紙様式2号)により審査し、支援の可否を決定する。

2 区長は、支援の決定に際して必要があるときは、条件を付することができる。

3 区長は、支援の可否を決定し、板橋区地域生活支援プログラム個別支援メニュー承認通知書(別紙様式3号)又は板橋区地域生活支援プログラム個別支援メニュー不承認通知書(別紙様式4号)により対象者に通知する。

なお、支援を承認する場合において条件を付したときは、その内容を対象者に通知するものとする。

(給付の請求)

第8条 支援を承認された者が給付の請求を行うときは、板橋区地域生活支援プログラム参加による実費請求書兼参加証明書(別紙様式5号)に実費領収書を添付して区長に請求しなければならない。

ただし、公共交通機関等を利用している場合などで実費額が定額の場合は、領収書の添付を省略できる。

(給付の決定)

第9条 区長は、前条の請求があったときは、速やかにその内容を審査して給付の程度を決定しなければならない。

2 区長は、給付の程度決定に際して支給決定通知書(別紙様式6号)により対象者に通知する。

(支援対象者の把握等)

第10条 生活支援課は、把握している対象者に対し、本事業の説明、対象者が希望する支援内容の把握等を行う。また、支援給付等実施機関は、対象者を整理し、生活支援課に連絡するとともに、中国帰国者等に対し、本事業についての情報提供を行う。なお、生活支援課は、対象者が希望する支援メニュー等を把握した後速やかに支援給付等実施機関又は担当支援・相談員等に対し、支援給付等実施機関職員と支援・相談員等とが原則として同行の上、家庭訪問等を行うよう連絡する。

(その他留意事項)

第11条 本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者の人格を尊重するとともに、活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成21年4月分請求より適用する。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成25年4月分請求より適用する。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成26年10月分請求より適用する。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月分請求より適用する。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月分請求より適用する。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月分請求より適用する。

板橋区地域生活支援プログラム事業支援届出書

別紙様式 1 号

帰国者	氏 名 (中 国 名)	()		
	住 所			
	支援を受けたい者との関係	原則国費帰国対象者 ※支援を受けたい者の該当する関係に「レ」を記入して下さい。		
支援を希望する人	氏 名 (中 国 名)	()		
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
	住 所	板橋区 丁目 番 号		
	電話番号	()		
	帰国年月日	年 月 日		
	生活保護の有無	支援給付受給中	生活保護受給中	非生活保護
受けたい支援の番号				
【通所する際に交通費が必要な場合は、交通機関名（ＪＲ・私鉄・バス等）と経路等を記入下さい。】 乗車駅() ⇒ () ⇒ () ⇒ () _____円 _____円 _____円				
【支援メニュー①】 支援・交流センター通所（学）支援 【支援メニュー②】 東京都が運営補助・通学奨励を行っている民間団体の日本語教室通学支援 【支援メニュー③】 地域における日本語学習支援 【支援メニュー④】 自学自習者に対する支援 【支援メニュー⑤】 就労に役立つ資格取得支援				

板橋区地域生活支援プログラム事業支援を受けるため届出を行います。

年 月 日

(届出者) 住 所 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号

氏 名 _____ (支援希望者との関係) _____

支援希望者氏名 (中国名)		生年月日	元号(西暦) 年 月 日
		性別	男 女
帰国者本人の日本名 (中国名)		帰国者本人との関係	
現住所	板橋区 電話 () 丁目 番 号		

1 希望する支援内容について、該当番号に○印を付けてください。

- ① 支援・交流センター通所(学)支援
- ② 都が運営補助・通学奨励を行っている民間団体の日本語教室通学支援
- ③ 地域における日本語学習支援
- ④ 自学自習者に対する支援
- ⑤ 就労に役立つ資格取得支援

**2 上記①～③、⑤の支援を希望する場合、通所(学)先についてお書きください。
※複数の日本語教室等へ通所(学)する場合は別紙としてください。**

- ① 日本語教室等名 _____
- ② 日本語教室等住所 _____
- ③ 支援希望年月 _____ 年 _____ 月頃開始を希望します。

**3 上記①～③の支援を希望する場合、交通機関等についてお書きください。
※複数の日本語教室等へ通所(学)する場合は別紙としてください。**

- ① 無料の交通券を支給されていますか。
はい(内容: _____) いいえ
- ② 使用する交通機関(ア～ウ)に○をつけてください。また必要な交通費があれば書いてください。(注意：無料の交通券と重複させることはできません。)
ア 徒歩 イ 自転車 ウ 電車やバスなど

_____ 交通費合計額(片道) _____ 円

【経路】
※利用駅名、交通機関名(JR、私鉄、バス等)、交通費合計額内訳をお書きください。
また、経路が複雑な場合は別紙としてください。

乗車駅(_____) → (_____) → 下車駅(_____)
_____ 円 円

4 ④⑤の支援を希望する場合は、④⑤の教材代内訳、⑤入学金、月謝、受験料の内訳を記入。

地域生活支援プログラム担当責任者 様

板橋区地域生活支援プログラム個別支援メニュー承認通知書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

あなたの個別支援メニューについて、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

承認された 個別支援 メニュー	個 別 支 援 メ ニ ュ ー の 種 類
	【支援メニュー①】 支援・交流センター通所（学）支援
	【支援メニュー②】 東京都が運営補助・通学奨励を行っている 民間団体の日本語教室通学支援
	【支援メニュー③】 地域における日本語学習支援
	【支援メニュー④】 自学自習者に対する支援
	【支援メニュー⑤】 就労に役立つ資格取得支援
支 援 期 間	年 月 ～ 年 月

※承認された個別支援メニュー欄に「○」が記入されている支援メニューが承認されたメニューです。
連絡事項

板橋区地域生活支援プログラム個別支援メニュー不承認通知書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

あなたの個別支援メニューについて、下記の理由により不承認となりましたので通知します。

記

不承認の理由

板橋区地域生活支援プログラム参加による実費請求書兼参加証明書

(あて先)

東京都板橋区長

年 月 日

出席(参加)者氏名

1 私は、下記のとおり出席(参加)しましたので、交通費を請求します。

・活動支援費(交通費) (往復) 円 × 回 = 円

交通機関経路 (⇒ ⇒ ⇒ ⇒)

2 私は、下記のとおり教材等を購入しましたので、教材費を請求します。

・教材費

教材名： 代金 円

3 私は、就労に役立つ資格取得を受けますので、資格取得費を請求します。

・受験料 円 入学料 円 月謝 円

出 席 (参 加) 証 明 書

受講クラス名等

時 間 割 等 毎週 曜日 時間 ~

上記の者は、下記のとおり出席したことを証明します。

年 月 日

実施団体名

年 月分

1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	合 計
							日

東京都板橋区長

法外援護金支給のお知らせ

このたび支援給付を受けられている方を対象とした法外援護事業により、次のとおり援護金を支給することになりましたのでお知らせいたします。

1. 支給月
年 月分

2. 支給額

援護金	—	既支給額	=	支給額

支給額	返納額	現物／施設払	あなたに支払う援護金 (A) - (B) 年 月 日 円

3. 援護金の内訳

費 目	支 給	金 額	数 量	期 間